

(2) 計画の策定体制について

保健福祉に係る諸計画の策定にあたって、市では計画策定に関する機関として保健福祉に係る諸計画策定委員会（以下「策定委員会」）、保健福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」）を設置しています。

策定委員会は、市役所内の関係職員で構成し、計画案等の内容について、総合的な検討及び調整を図る役割を担うことになります。

検討委員会は、学識経験者、各関係機関、公募を含む委員で構成され、策定委員会で審議された計画案等の内容について検討していただく場となります。

【北広島市保健福祉に係る諸計画の全体図】

